

第 5 回審議会における各委員からの作成依頼資料

(1) 国の標準化システムに本市システムをどのように適合させるかについて

(国の標準化モデルと京都市の独自システムとの互換性・整合性)

【上村委員】

- 国において、自治体のシステム構築・保守管理の大幅な効率化をめざして、令和 7 年度を目途に、自治体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めている。
- 現在、市町村の業務のうち、システムの規模が大きく、相互のシステム連携が必要な 17 業務の「標準仕様書」を国が順次、作成しているところであり、標準化システムの仕様については、現時点で詳細な内容が明らかになっていない。
- 今後、国の標準仕様書が作成された後、それを基に開発事業者が標準化システムの開発を行い、そのシステムを自治体が導入していく予定
- 国の標準化システムは原則として、自治体独自のカスタマイズを行わずに導入することを前提としており、現在、活用している自治体の情報システムは順次、業務の見直しを行いながら国の標準化システムへ移行していく（乗り換える）ことになる。

行政システムの標準化の概要は別紙 1 のとおり

(2) 市民からいただいた税金以上のお金を施策に配分できる仕組み【中村委員】

別紙 2 のとおり

(3) 人件費関係資料【小西会長ほか】

人件費の課題分析の掘下げや前回有識者会議の提言に対する取組等については、第 7 回審議会で提出する予定

<参考>

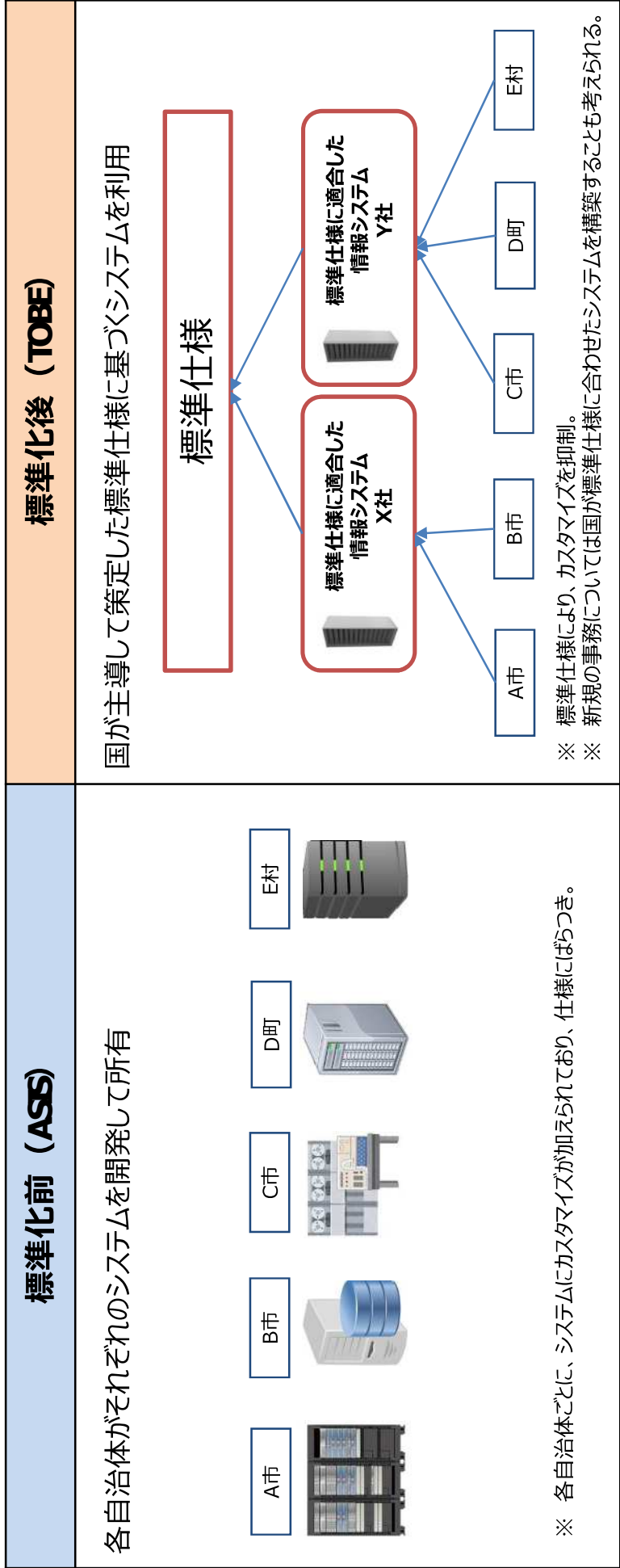
このほか、第 1 回審議会において、宗田委員から作成依頼があった

- ① 市域全体の面積に占める固定資産税の課税面積の割合（他都市比較）
- ② 本市が過去に導入した法定外税
- ③ 京都市税制研究会最終報告書（H16.8）における提案内容に関する取組状況
- ④ マンション・インバウンド等の増加が税収増加に与えた影響

については、資料 5 「税収から見る本市の財政状況」の本体資料及び末尾の参考資料にまとめている。

地方自治体の業務プロセス・システムの標準化について

○地方自治体が法令に基づく業務に係るシステムについて、各自治体がそれぞれ開発して所有するのではなく、**国が主導して策定した標準仕様に基づくシステムを利用**することで、
①広域クラウドの推進、②自治体の調達コストの低減、③AI等の先進技術の導入促進を進め、住民サービスの向上及び行政の効率化を図る。



【参考】

- デジタルガバメント実行計画等において、市町村の業務のうち、システムの規模が大きく、相互のシステムの連携が必要な 17 業務（※）について、標準化に取り組むこととしている。
- ※ 17 業務
 - 住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策について

加速策の方向性

- 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム(基幹系情報システム)の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」するとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

【法制化】

- 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。
- 具体的には、政令で定める基幹系情報システムについて、国が標準化のための基準(標準仕様から作成)を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定。

【目標時期の設定】

- 年末にとりまとめられる新たな工程表において目標時期を予め設定し、自治体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。
- 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」(令和2年7月15日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)・官民データ活用推進戦略会議合同会議)との方針を踏まえ、2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム(標準準拠システム)への移行を目指すことを検討。

加速化を実現するための前提

【目標時期の特例】

- 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、自治体の意見を丁寧に聴くことが重要であり、真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要。

【国による財政支援】

- システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増高していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

① 標準仕様作成(関係府省)

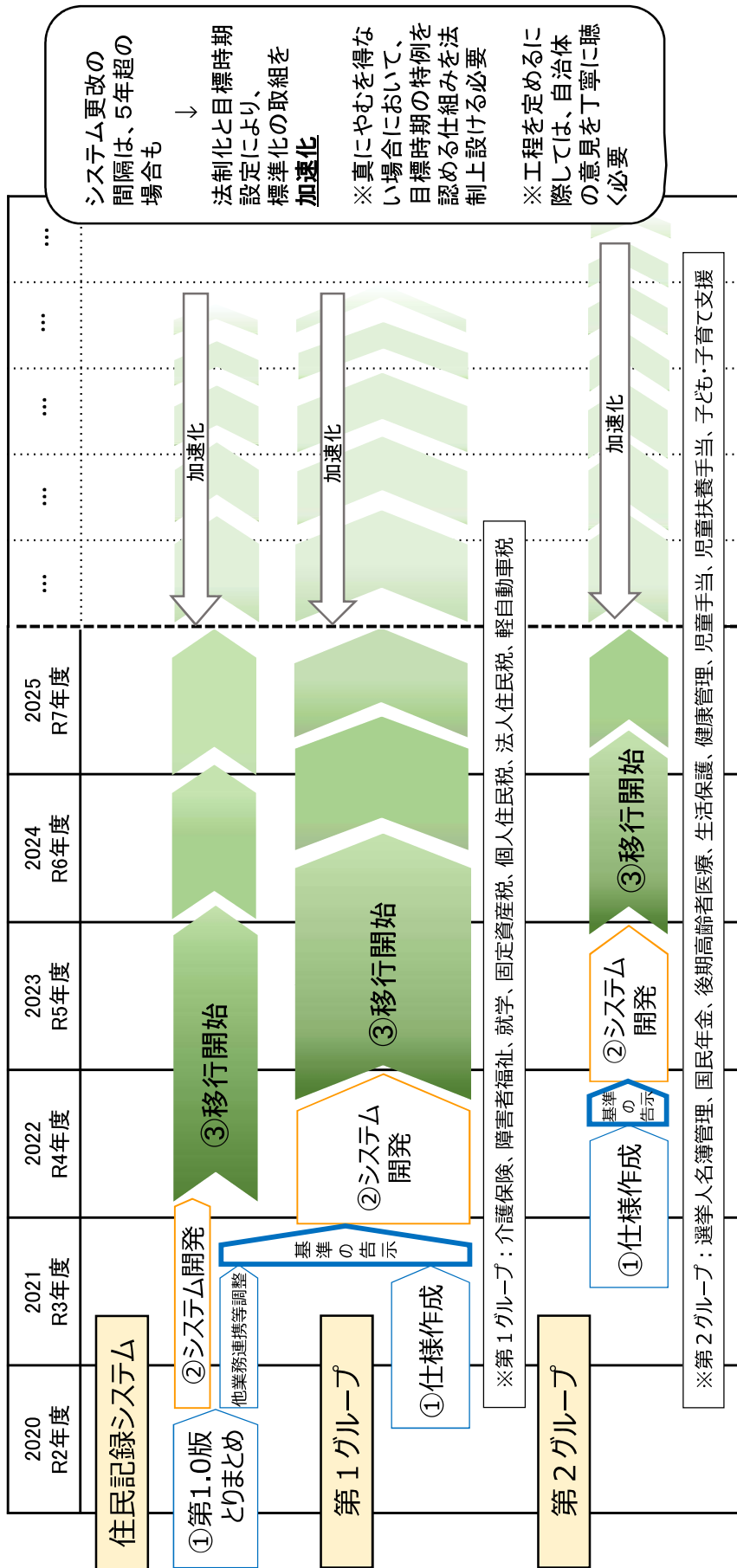
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。

② 標準準拠システム開発(事業者)

- ・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

③ 標準準拠システム移行(自治体)

- ・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

市民からいただいた税金等の収入以上に市民サービスに配分できる仕組み（イメージ）

